

# 倫理委員会議事次第

(第105回 2026年4月28日(火) 14:00~15:50)

## I 開会

## II 議題

### 審議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」の改正公開草案(報酬依存度)について

【資料1-1 及び 1-2】

### 報告事項

1. IESBA 2026年3月会議報告について

【資料2】

2. IESBA-CFO プロジェクト グローバルサーベイに対する回答について

【資料3】

3. 会員からの職業倫理相談状況について

【資料4】

## III 閉会

以 上

資料	資料No.
倫理規則実務ガイダンス第1号の改正について	1-1
(新旧対照表) 倫理規則実務ガイダンス第1号の改正 (報酬依存度 Q&A 改正案)	1-2
IESBA 2026年3月会議報告	2
CFO グローバルサーベイ回答	3
会員からの職業倫理相談状況	4

2026年4月28日  
第105回倫理委員会  
配付資料No. **2**

# IESBA 2026年3月会議報告

2026/4/28



 日本公認会計士協会

# IESBA会議（2026年3月）の概要

---

- 2026年3月9日から12日までの4日間にて、ニューヨークで実施した。ボードメンバー16名中12名が対面で、4名がオンライン形式で参加した。
- 次回の会議予定：2026年6月8日から11日までの計4日間の日程で、ニューヨークにて対面形式で開催される。

# IESBA 3月会議の内容

---

- 会計事務所等の文化及びガバナンス
- 最高財務責任者（CFO）の役割
- IESSAの対象ではないサステナビリティ保証業務に適用される独立性基準
- 違法行為への対応に関する規定及び再構成版倫理規程に関する実施後レビュー
- 会計事務所等へのプライベート・エクイティ投資
- 採用と実施
- その他

# 会計事務所等の文化及びガバナンス（1/2）

---

- プロジェクト概略

- ▶ 会計事務所等の非倫理的行動により、会計事務所等やその所属する個人に対し、重要な制裁や不利益がもたらされ、会計専門職に対する社会的な信頼が揺らいだことなどから、本プロジェクトが開始された。
- ▶ IESBAは、会計事務所等における倫理的行動を促進、支援及び強化する文化及びガバナンスの枠組みを確立するために、2024年12月にプロジェクトを開始し、次の二つのプロジェクトを並行して進めることとされた。

- ◆ **IESBA倫理規程の改訂（基準設定プロジェクト）**

- 2025年12月公開草案、2026年12月確定

- ◆ **非公式文書（Non-Authoritative Material : NAM）の作成**

- ▶ その後、ラウンドテーブル等での本プロジェクトへの懸念の声を踏まえ、2025年12月に公開草案を公開するためには準備不足が懸念されることから、優先順位を入れ替え（resequence）、**2026年6月までは情報収集とNAMの開発を進めることとなった。**

# 会計事務所等の文化及びガバナンス（2/2）

## ● 2026年3月会議で議論された事項

- ▶ 2026年1月にアジアで実施したアウトリーチ活動で得られた主要ステークホルダーからのフィードバック
  - ◆ 大規模事務所では会計士以外への適用方法が課題であるという意見
  - ◆ FCG（Firm Culture and Governance）フレームワークをIESBA倫理規程に組み込むことに対する賛否両論の意見
  - ◆ 文化は一夜にして築けないため、FCGフレームワークは段階的導入が有効であるという意見

## ● 2026年3月会議での報告

- ▶ 国際監査・保証基準審議会（IAASB）と連携して作成されるFCGフレームワークの八つの要素とISQM 1との関連性文書については、3月上旬に当該文書のフィードバックについてIAASBの担当者との会議が行われた旨、及び2026年第1四半期までに関連文書を作成完了予定である旨が示された。

## ● 日本への影響

- ▶ 仮に、以下のような論点についてIESBA倫理規程が改訂された場合、**我が国の監査法人のガバナンスコードの範囲を超える可能性がある。**
  - ◆ 規程の改訂内容：独立非業務執行役員（INE）等の設置や、倫理的な行動に対してインセンティブを与える業績評価規程の導入
  - ◆ 適用範囲：会計事務所等だけでなく、そのネットワーク・ファームが対象に含まれる可能性及び監査以外の全ての業務領域に対して適用される可能性があること。

# 最高財務責任者（CFO）の役割

---

- プロジェクト概略

- ▶ 近年、CFOの役割が、財務管理だけでなく、ガバナンス、サステナビリティ、デジタルトランスフォーメーション、企業リスクへと拡大していることから、**CFOに求められる倫理の水準を上げようとするプロジェクト**である。CFOの進化する役割等について調査を行い、現行の倫理規程の改訂の必要性等（**非職業会計士であるCFOも対象範囲に含めることを含む。**）についての検討が行われている。

- 2026年3月会議で議論された事項

- ▶ 2026年第1四半期の活動状況の報告
- ▶ 2026年第1四半期の残り第2四半期におけるグローバルアウトリーチ計画を含む、次段階の作業計画の共有

- 2026年3月会議での結論

- ▶ 2026年第1四半期において、ラウンドテーブルやサーベイが実施されており、2026年6月のボード会議で今後のIESBAの取組の方向性について中間報告が示される予定であることが報告された。

- 日本への影響

- ▶ 非職業会計士も倫理規程の対象とすることも含めて検討が行われているものの、実効性に関して論点となる。
- ▶ 倫理規程で扱うことの適否も含めて、今後の議論の動向を注視するとともに、今後実施されるアウトリーチ活動においてIESBAに意見発信していく必要がある。ラウンドテーブル及びサーベイについては、JICPAとしても関係各所と連携し、サーベイへの回答などの周知活動を実施している。

# IESSAの対象ではないサステナビリティ保証業務に適用される独立性基準

- プロジェクト概略
  - ▶ IESSA (International Ethics Standards for Sustainability Assurance (including International Independence Standards))の独立性基準 (IIS) の対象とはされていないサステナビリティ保証業務 (Sustainability Assurance Engagement : SAE) のために、別途独立性基準を開発するか、また、別途独立性基準を開発する場合、特定の職業に限定されない基準を設けるかを検討ためのプロジェクト
- 2026年3月会議で議論された事項
  - ▶ 2025年9月以降のPT活動についての報告
  - ▶ IESSAのIISの対象ではないSAEのための独立性基準を開発するための十分な基礎があるかどうかを評価するための主要な検討事項について
    - ◆ IESSAの適用後、引き続きパート4Bの対象となるSAEの範囲や主な業務の特徴
    - ◆ 現行倫理規程パート4Bの対象として残るSAEの範囲
    - ◆ 現行倫理規程パート4Bは、SAEにおける独立性の課題に十分対応できているか。
    - ◆ 公共の利益の観点から、特定の職業に限定されない基準を設けることの必要性
- 2026年3月会議での結論
  - ▶ 現状SAEの実務は発展途上の段階であり、情報は限定されている旨
  - ▶ 次回の6月会議において、情報収集から得られた検出事項に基づく最終報告書と、IESSAのIISの対象ではないSAEのために、別途独立性基準を開発するか、また、その開発方法の選択肢を含む勧告を予定していることが示された。

# 違法行為への対応に関する規定及び再構成版倫理規程に関する実施後レビュー

---

- プロジェクト概略
  - ▶ 実施後レビュー（Post-Implementation Review: PIR）の対象として「違法行為への対応（NOCLAR）」及び「再構成版IESBA倫理規程」が、IESBAの意図通りに理解され、実施されているかを評価するとともに、実務上の課題を特定し、必要な対応策を検討するためのプロジェクト
- 2026年3月会議で議論された事項
  - ▶ NOCLAR及び再構成版IESBA倫理規程に関するPIRのサーベイの草案検討
    - ◆ 再構成版IESBA倫理規程（IESBA倫理規程の再構成によるメリットや、理解可能性と利用可能性に関する実務上の課題や疑問に対するサーベイ）
    - ◆ NOCLAR（規定の適用のメリットや実務上の課題や疑問に対するサーベイ）
- 2026年3月会議での共有事項
  - ▶ 2026年第3四半期から第4四半期にかけて二つのサーベイについてフィードバックが行われるとともに、最終報告書の草案を検討する予定であることが示された。

# 会計事務所等へのプライベート・エクイティ投資

## ● プロジェクト概略

- ▶ 会計事務所等におけるプライベート・エクイティ投資の重要性と、それが倫理及び独立性に及ぼす影響を検討するため、2025年12月会議にて**個別の作業部会として立ち上げるようになった。**

## ● 2026年3月会議で議論された事項

- ▶ 米国公認会計士協会（AICPA）が2025年12月に公表した公開草案「Proposed Revisions Related to Alternative Practice Structures（ED）」は会計事務所の所有構造や投資モデルの発展について取り扱っており、特に証明業務を提供する会計事務所等（attest firm）と密接に関連する非証明業務事業体（non-attest entities）に対するプライベート・エクイティ投資家の影響力の増加に対応するものである。
- ▶ 当該EDに対する主要な提案事項
  - ◆ IESBAがAICPAのEDへのコメントを提出すべきか否か。
  - ◆ AICPAのEDが、倫理規程を改訂すべきかどうかを判断する目的で、IESBAが優先的に情報収集を行う価値がある内容なのか。

## ● 2026年3月会議で出された意見と結論

- ▶ IESBAが、当該公開草案に対して概括的なコメントを提出することを妨げるものではないが、提出したコメントがIESBAの今後の検討の方向性を阻害しないよう留意すべきであるといった意見や、プライベート・エクイティ投資を取り巻く様々な状況を踏まえた上で優先順位付けを行う必要があるとの意見が出された。その上で、AICPAのEDに対して概括的なコメントを提出すること、及び基準設定の必要性やその他の対応の措置の必要性を評価するため、情報収集及び課題分析を行う作業部会を優先的に進めることが合意された。

# 採用と実施

---

- プロジェクト概略
  - ▶ A&I (Adoption & Implementation) ワーキンググループによる、IESBA基準（倫理規程、IESSA等）の採用や実施を目的としたプロジェクト
- 2026年3月会議で共有された事項
  - ▶ 日本を含む優先対象法域に関するプロファイリング、進捗状況、及びIESBA基準のA&I促進のためのIESBAパートナーシップ枠組みに基づく、潜在的なパートナーの特定・評価プロセス案についての情報共有
- 2026年3月会議での報告
  - ▶ パートナーシップ枠組みに沿って、IESBAが優先的に採用及び実施の支援を行う17法域（日本も含む。）を対象として、実務家、専門職・業界団体、規制当局・監督機関、基準設定主体、非営利組織、サステナビリティ情報利用者など、幅広いステークホルダーの特定に着手し、パートナーとなる候補者の選定基準及び評価基準の検討を行っている旨が報告された。

# その他

---

- IAASBとの連携

- ▶ 3月会議では、レビュー業務におけるNOCLARの適用方針や中間財務情報に関するレビュー業務にどのような独立性基準が適用されるのかといった、ISRE2410改訂案と倫理規程との相互関係における課題について議論が行われた。

- EIOC（新規課題・アウトリーチ委員会）

- ▶ 3月会議では、EIOCからTRC（Trends and Risks Committee）への名称変更及び業務範囲と作業計画について承認がなされた。

- テクノロジー

- ▶ 3月会議では、テクノロジーワーキング・グループ（TWG）の新たな業務範囲が承認され、最新の活動状況について報告がなされた。さらに、IAASBスタッフから、テクノロジーに関する品質管理の取組及び今後の対応方針について説明を受けたことを踏まえ、当該内容についても検討が行われた。

- リスク及び機会

- ▶ 3月会議では、IESBAの戦略、作業計画及びポジショニングに影響を及ぼす可能性のある外部リスク及び機会に関してボードメンバー及びスタッフを対象に実施された年次調査の結果について報告がなされた。

- SMART

- ▶ 3月会議では、SMART（コミュニケーション、エンゲージメントの方法等について首尾一貫したアプローチを提供するためのフレームワーク）の実施を支援するための作業ストリームを立ち上げたことが報告された。

●● 信頼の力を未来へ  
jicpa

 日本公認会計士協会

2026年4月28日  
第105回倫理委員会  
配付資料No. **4**

# 会員からの職業倫理相談状況

2026/4/28



# 会員からの職業倫理相談状況（2026年4月）

- 2026年4月20日：1件
- 相談カテゴリー
  - ▶ 報酬依存度

作業部会 審議日		相談事項
4月20日	①	報酬依存度に関する規定の適用要否について

